

保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳	} 保育単価 (月額)
			推定年収	14.9万円	8.8万円	4.2万円	3.6万円	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		—	0円				
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	～250万円	9,000円		6,000円		
第3階層		市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円		16,500円		
第4階層		40,000円未満	～470万円	30,000円		27,000円 (保育単価限度)		
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	～640万円	44,500円		41,500円 (保育単価限度)		
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	～930万円	61,000円		58,000円 (保育単価限度)		
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	～1130万円	80,000円 (保育単価限度)		77,000円 (保育単価限度)		
第8階層		734,000円以上	1130万円～	104,000円 (保育単価限度)		101,000円 (保育単価限度)		

※ 平成25年度における費用徴収基準額表。

※ 保育単価は平成25年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

※ 平成22年度税制改正により年少扶養控除の廃止等の見直しが行われたが、保育料の算定に当たっては、扶養控除見直し前の旧税額を計算し階層区分の認定を行うこととしている。

※ 推定年収は、夫婦・子ども2人の世帯を想定